

カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの津波により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの津波により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

国の定める災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧・高圧・特別高圧電気のご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限り

ます)
※8 月 8 日時点の特別措置の適用地域は、別紙(当社による電気料金等の特別措置対象地域)をご覧ください。

※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、8 月 8 日(金)から 9 月 30 日(火)までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【低圧(一般のご家庭等)のお客さま】

ENEOS Power 株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは 0422-35-6521 (受付時間:午前 9 時～午後 5 時 [日曜・祝日・年末年始除く])

【高圧(法人等)のお客さま】

ENEOS Power 株式会社 特別高圧・高圧電力お客さま窓口 電話番号 03-5144-5345 (受付時間:午前 9 時～午後 5 時 20 分 [土曜・日曜・祝日・年末年始除く])
--

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2025 年 8 月分の電気料金を対象として、お支払期日を 1 カ月間延長いたします。

ただし、請求金額が確定しており、8 月分の支払い期日の延長ができない場合は、2025 年 9 月分のお支払い期日を 1 カ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2025 年 8 月分のご使用電力量(キロワット時)が 0 キロワット時である場合には、2025 年 8 月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、8 月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2025 年 9 月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、8 月分の電気料金を 9 月分以後の電気料金と合算(9 月分の電気料金の場合は、10 月分以後の電気料金といたします。)してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

当社による電気料金の特別措置対象地域(8月8日時点)

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。)を対象といたします。

■ 対象地域

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
北海道	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、黒松内町、積丹町、古平町、余市町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、斜里町、小清水町、湧別町、興部町、雄武町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福島県	いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町
静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、東伊豆町
三重県	鳥羽市、志摩市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域
なし

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以 上